

改正

令和2年2月7日告示第27号

令和4年3月31日告示第66号

令和5年3月2日告示第47号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震、自然災害等、に伴うブロック塀等の倒壊による児童・生徒をはじめとする通行人の被害防止や避難経路の確保を図るため、市内の道路等に面する倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去工事に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、れんが塀、石積塀等の組積造の塀及びその他これらに類する塀等（接続する門柱及び基礎等を含む。）をいう。
- (2) 道路等 私道を除く建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により各学校が定める学校安全計画に基づき、児童・生徒の通学の安全確保のために各学校が指定している通学路をいう。

(補助対象ブロック塀等)

**第3条** 補助金の交付対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地盤からブロック塀等の頂部までの高さが80センチメートルを超え、かつ、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの（擁壁の上に築造されている場合は、ブロック塀等の高さが80センチメートル以上のもの)
- (2) 公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合のブロック塀等にあつては、敷地地盤面からの高さが80センチメートル以上で、かつ、公道等からの高さが80センチメートルを超えるもの
- (3) 別表に定める点検を行い、不適合項目が1つ以上あるもの

- (4) 桜井市内の道路等に面する部分のブロック塀等
- (5) 倒壊等の危険性により撤去が必要であると市長が認めるブロック塀等  
(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者は、「前条のブロック塀等が設置されている土地の所有者」又は「その地に存する建築物所有者」（区分所有建物に附属する物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定による団体他区分所有者を代理する者）で、次の要件に該当するものとする。

- (1) 所有者が複数あるときは、工事を行うことに対する補助金申請者以外の所有者全員の同意を得ていること（区分所有建物に附属する物を除く。）
- (2) 所有者と居住者又は使用者が異なるときは、工事を行うことに居住者又は使用者の同意を得ていること（区分所有建物に附属する物を除く。）
- (3) ブロック塀等が設置されている土地又はその地に存する建築物の相続登記が完了していない場合にあつては、相続権利者を代表する者であることを確約できること。
- (4) ブロック塀等が設置されている同一敷地内において、すでにこの要綱又は同種の助成等に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体以外のものであること。
- (6) 国、その他地方公共団体の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (7) 市税等の滞納をしていない者（区分所有建物を除く。）であること。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象工事)

**第5条** 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、ブロック塀等の撤去工事とする。

- 2 補助対象工事は、同一敷地内において道路等に面する場所に存するブロック塀等をすべて撤去するものとする。

(補助対象経費)

**第6条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に

係る撤去費、廃棄物積込費、廃棄物運搬費、廃棄物処分費、仮設費及び諸経費とする。

(補助金の額)

**第7条** 補助金の額は、次のいずれかのうち少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、100,000円を上限とする。
- (2) 前条に掲げる工事に要する経費であって、市が算定した額（見付面積1平方メートル当たり10,000円）の2分の1に相当する額とし、100,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（第1号様式）を補助対象工事の契約締結前に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の詳細が明らかな工事見積書
- (2) 第3条各号に規定する要件に該当することを示す写真等
- (3) 撤去工事工程表
- (4) 所有者と居住者又は使用者が異なるときは、居住者又は使用者の同意書（第2号様式。区分所有建物に附属する物を除く。）
- (5) 所有者が複数あるときは、補助金交付申請者以外の所有者の同意書（第3号様式。区分所有建物に附属する物を除く。）
- (6) 区分所有建物に附属する場合については、工事を行うことを決した理事会又は総会議事録の写し
- (7) 確約書（第4号様式。第4条第3号の規定に該当する場合に限る。）
- (8) 市税等納付状況及び暴力団員など該当状況の確認承認書（第5号様式）
- (9) 付近見取り図
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付及び交付の決定通知)

**第9条** 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、申請内容を審査し、又は必要に応じて現地等の調査を行い、適当と認めた場合は、当該申請者に対し桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

2 市長は、審査の結果、申請を不相当と認めたときは、当該申請者に対し桜井市ブロッ

ク塀等撤去工事補助金不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（撤去工事の着手）

**第10条** 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受け取った日からおおむね30日以内に、撤去工事に着手するものとする。

2 交付決定者は、撤去工事の着工日までに、工事請負契約書（前条の補助金交付決定通知書を受け取った後に締結されたものに限る。注文書、請負等契約書と同様の内容が確認できるものを含む。）の写しを添付の上、桜井市ブロック塀等撤去工事着手届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（撤去工事の変更及び中止の申請）

**第11条** 交付決定者は、第9条に規定する補助金の交付決定に係る事項を変更及び中止をしようとするときは、桜井市ブロック塀等撤去工事変更・中止承認申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- （1） 変更計画図その他変更方法を示す図書
- （2） 変更工事見積書（変更工事及びその他の部分に分けたもの）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（撤去工事の変更及び中止の承認）

**第12条** 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請内容を審査し、相当と認めた場合は、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金変更・中止承認決定通知書（第10号様式）により当該交付決定者に対し通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の承認決定通知書を受けたときは、速やかに補助対象工事の工事業者と変更契約を締結し、当該変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による変更・中止の承認申請があったときは、第9条の規定による補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。この場合において、それまでに要した撤去工事の経費は、交付決定者が負担しなければならない。

（撤去工事の実績報告）

**第13条** 交付決定者は、補助対象工事の完了後、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金実績報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事中及び工事完了時の施工写真
- (2) 領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

**第14条** 市長は、前条の規定による工事完了の報告を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

**第15条** 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付額決定の通知をうけたときは、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金請求書（第13号様式）により、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

**第16条** 市長は、前条の規定による補助金の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。

(補助金の交付決定の取消し)

**第17条** 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消し等で生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付決定者に補助金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取消したときは、ブロック塀等撤去工事補助金交付決定取消し通知書（第14号様式）により、交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

**第18条** 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金返還命令書（第15号様式）により当該補助金の返還の命令を行い、補助金の返還を求めるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により、補助金の返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月7日告示第27号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日告示第66号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の第1条から第82条までの規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（令和5年3月2日告示第47号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) ブロック塀等の点検

点検項目	点検内容		点検結果	
	コンクリートブロック塀の場合	れんが塀・石積塀等の場合	適合	不適合
① 塀の高さ	地盤から2.2m以下である	地盤から1.2m以下である		
② 塀の厚さ	10cm以上である (塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)	十分である		
③ 控え壁	(塀の高さが1.2m超の場合のみ) 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある		
④ 基礎	コンクリートの基礎がある	基礎がある		
⑤ 塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない	塀に傾きやひび割れがない		

(2) (1)の点検結果が全て適合しており、ブロック塀等の図面が存する場合

点検項目		点検内容		点検結果	
		コンクリートブロック塀の場合	れんが塀・石積塀等の場合	適合	不適合
①	鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている			
②	基礎の根入れ	(塀の高さが1.2m超の場合のみ) 基礎の根入れ深さが30cm以上である	基礎の根入れ深さが20cm以上である		



年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者

住所

氏名

⑩

署名の場合は、押印不要です。

法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付を受けたいので、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 (撤去工事費用の1/2) ※上限額10万円	円 (1,000円未満切り捨て)			
撤去工事の見積金額	円 (消費税含む)			
所有地	桜井市			
所有者全員の氏名				
ブロック塀等の 概要	構造			
	高さ	m		
	全長	m		
築造年月	年 月			
施 工 業 者	住 所		連絡先	- -
	名 称		担当者	
予定工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

## 添付書類

- ① 撤去工事費の詳細が明らかな工事見積書
- ② 第3条第各号に規定する要件に該当することを示す写真等
- ③ 撤去工事工程表
- ④ 所有者と居住者又は使用者が異なるときは、居住者又は使用者の同意書  
(第2号様式。区分所有建物に付属する物を除く。)
- ⑤ 所有者が複数あるときは、補助金交付申請者以外の所有者の同意書  
(第3号様式。区分所有建物に付属する物を除く。)
- ⑥ 区分所有建物に附属する場合については、工事を行うことを決した理事会又は総  
会議事録の写し
- ⑦ 確約書(第4号様式。第4条第3号の規定に該当する場合に限る。)
- ⑧ 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書(第5号様式)
- ⑨ 付近見取り図
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者

住所

氏名

電話番号

同意書

所在地	桜井市
-----	-----

私が居住又は使用している上記所在地のブロック塀等について、申請者が桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付申請を行うことに同意します。

居住者又は 使用者	住 所	
	氏 名	
居住者又は 使用者	住 所	
	氏 名	
居住者又は 使用者	住 所	
	氏 名	
居住者又は 使用者	住 所	
	氏 名	
居住者又は 使用者	住 所	
	氏 名	

※不足する場合は、複数枚提出してください。

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者

住所

氏名

電話番号

同意書

所在地	桜井市
-----	-----

私が所有する上記所在地のブロック塀等について、申請者が桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付申請を行うことに同意します。

所有者1	住所	
	氏名	
所有者2	住所	
	氏名	
所有者3	住所	
	氏名	
所有者4	住所	
	氏名	
所有者5	住所	
	氏名	

※不足する場合は、複数枚提出してください。

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者

住所

氏名

電話番号

所有名義人との続柄

確約書

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付申請を行う下記所在地の土地又は建築物の所有名義人の相続手続きが終わっていませんが、私が相続権利者の代表となって、この度ブロック塀等の撤去工事を実施しようとするもので、相続権利者間に当該撤去工事に係る紛争等が発生したときは、私が責任をもって解決し、桜井市に対して一切迷惑をかけることを確約します。

所在地	桜井市
所有名義人の氏名	
所有名義人の氏名	
所有名義人の氏名	
所有名義人の氏名	
所有名義人の氏名	

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者

住所

氏名

生年月日

電話番号

市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書

私は、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の申請についての審査に伴い、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第8条に規定する下記の市税等の納付状況及び暴力団員等の該当状況を確認することを承諾します。

記

1. 市民税
2. 固定資産税
3. 軽自動車税
4. 国民健康保険税

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

補助金交付決定額	円
所在地	桜井市

交付条件

- ・この補助金事業を変更・中止しようとするときは市長に届けること。
- ・工事に着手するときは、直ちに桜井市ブロック塀等撤去工事着手届(第8号様式)を市長に届けること。

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり不交付と決定したので、通知します。

記

不交付決定理由	
所在地	桜井市



年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者

住所

氏名

電話番号

桜井市ブロック塀等撤去工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記ブロック塀等の撤去工事に着手しますので、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

所在地	桜井市
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) 工事請負契約書の写し (注文書、請負等契約書と同様の内容が確認できるものを含む。) (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者

住所

氏名 ⑩

署名の場合は、押印不要です。

法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

桜井市ブロック塀等撤去工事変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記ブロック塀等の撤去工事について申請内容を変更しますので、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容	
変更又は中止の理由	
補助金交付決定額	円
補助金増加・減少申請額	円
変更後の補助金申請額	円

※ 変更・中止を必要とする内容が明確になる関係書類を添付すること。

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事変更・中止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった変更・中止承認については、下記のとおり承認することに決定しましたので、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

承認内容	
変更前の補助金交付決定額	円
補助金増加・減少決定額	円
変更後の補助交付決定額	円

年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者

住所

氏名

電話番号

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等撤去工事が完了しましたので、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

補助金交付決定額	円
所在地	桜井市
交付決定年月日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
添付書類	(1) 撤去工事中及び工事完了時の施工写真 (2) ブロック塀等撤去工事の領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付決定額	円
所在地	桜井市

年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者

住所

氏名

㊟

電話番号

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書

桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

所在地	桜井市		
補助金交付請求額	円		
振込先金融機関名		支店名	
預金項目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で決定した桜井市ブロック塀等撤去工事補助金の交付決定については、次の理由により決定を取消したので通知します。

記

所在地	桜井市
取消しの理由	

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

桜井市長



桜井市ブロック塀等撤去工事補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の額を確定した桜井市ブロック塀等撤去工事補助金については、桜井市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金額	円
返還期限	年 月 日
返還理由	
返還方法	